

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 藤 原 博

岩手県公安委員会規則第 8 号

岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成 19 年岩手県条例第 8 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(店舗等)

第 2 条 条例第 13 条第 1 項の公安委員会規則で定める深夜において営業する店舗は、次に掲げるものとする。

- (1) スーパーマーケット（セルフサービス店（売場面積の 50 パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、衣食住に関する各種の商品を販売し、その売場面積が 250 平方メートル以上の店舗（第 3 項の大規模な商業施設を除く。）をいう。）
 - (2) コンビニエンスストア（セルフサービス店（飲食料品を中心に販売し、かつ、1 日 14 時間以上営業しているものに限る。）で、その売場面積が 250 平方メートル未満の店舗をいう。）
 - (3) CD・ビデオショップ（コンパクトディスク、ビデオテープその他の音楽又は映像が記録されているものを販売し、又は貸付けする店舗をいう。）
 - (4) カラオケボックス（個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設をいう。）
 - (5) 複合カフェ（設備を設けて客に図書類の閲覧若しくは観覧又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館を除く。）をいう。）
- 2 条例第 13 条第 1 項の公安委員会規則で定める遊技場は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項第 7 号及び第 8 号に規定する営業を行う施設とする。
- 3 条例第 13 条第 1 項の公安委員会規則で定める大規模な商業施設は、大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗とする。
- 4 条例第 13 条第 1 項の公安委員会規則で定める金融機関は、銀行、日本郵政公社、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、国民生活金融金庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、労働金庫、農林漁業金融公庫、農業協同組合、漁業協同組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者とする。

(区域)

第 3 条 条例第 13 条第 2 項の公安委員会規則で定める区域は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

市	区 域
盛岡市	内丸、中央通一丁目、中央通二丁目、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、菜園一丁目、菜園二丁目、開運橋通、中ノ橋通一丁目、中ノ橋通二丁目、南大通一丁目、八幡町、松尾町、盛岡駅前通、盛岡駅前北通及び夕顔瀬町の区域
宮古市	大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、大通四丁目及び末広町の区域
大船渡市	大船渡町字台、字茶屋前及び字野々田の区域
花巻市	南川原町、豊沢町及び双葉町の区域

北上市	青柳町一丁目、青柳町二丁目、大通り一丁目、大通り二丁目、諏訪町一丁目及び諏訪町二丁目の区域
久慈市	中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、巽町一丁目、巽町二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目及び川崎町の区域
一関市	新大町、東地主町、駅前、大町及び上大槻街の区域
釜石市	大町一丁目、大町二丁目及び只越町一丁目の区域
奥州市	水沢区宮下町、袋町、南町、字東町、字寺小路、字寺脇、字大町及び中町の区域

備考 この表に掲げる市及び区域の名称は、平成19年4月1日における名称とし、この表において定める区域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された区域とし、その後におけるそれらの名称又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。